

政令第 号

郵政民営化法施行令の一部を改正する政令

内閣は、郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）第七十七条第一号、第一百十条第一項第一号及び第五号、第三百三十七条第一号、第三号及び第四号、第三百三十八条第一項、第三百五十八条第一項第一号、第三号口及び第四号口並びに第八十九条の規定に基づき、この政令を制定する。

郵政民営化法施行令（平成十七年政令第三百四十二号）の一部を次のように改正する。

第三条を第十三条とし、第二条を第十二条とし、第一条の次に次の十条を加える。

（郵便貯金銀行の預入限度額）

第二条 法第七十七条第一号に規定する政令で定める預金等は、預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）

第五十一条の二第一項各号に掲げる要件のすべてに該当する預金とする。

2 法第七十七条第一号イに規定する政令で定める額は、千万円とする。

（郵便貯金銀行の業務の制限）

第三条 法第一百十条第一項第一号に規定する政令で定める業務は、次に掲げる業務とする。

- 一 外貨預金の受入れ
 - 二 譲渡性預金（準備預金制度に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百三十五号）第四条第二号に規定する譲渡性預金をいう。）の受入れ
- 2 法第一百条第一項第五号に規定する政令で定める業務は、次に掲げる業務とする。
- 一 当せん金付証券法（昭和二十三年法律第四百四十四号）第六条第五項に規定する受託銀行等の再委託を受けて行う当せん金付証券の売りさばき及び当せん金品の支払又は交付に関する業務
 - 二 国民年金基金の委託を受けて行う国民年金法（昭和三十四年法律第四百一十一号）第二百二十七条第一項の申出の受理に関する業務
 - 三 郵便保険会社を所属保険会社等として行う保険募集（第八条第二項に規定する保険の種類（保険金の支払の事由が複数あるときの当該保険金の支払の事由の組合せその他同条第一項各号に掲げる保険の種類）の細目を含む。同項を除き、以下同じ。）の保険の保険契約の締結の代理又は媒介を行うことに限る。）
 - 四 確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）第二条第七項に規定する確定拠出年金運営管理業（同

条第三項に規定する個人型年金に係るものに限る。）

五 国民年金基金連合会の委託を受けて行う確定拠出年金法第六十一条第一項に規定する業務

（保険金額等の限度額に関する通則）

第四条 この条から第十一条までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 特例支払条項付保険等 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第百二号）第二条の規定による廃止前の簡易生命保険法（昭和二十四年法律第六十八号。以下「旧簡易生命保険法」という。）の規定により法第百六十六条第一項の規定による解散前の日本郵政公社（以下「旧公社」という。）が平成十八年七月一日において引受けを行っていた旧簡易生命保険法第八条に規定する簡易生命保険の種類のうち旧簡易生命保険法第九条から第十四条までに規定するもの（旧簡易生命保険法第十七条の規定により一体として提供される簡易生命保険を含む。）が属する保険の種類

の保険及びこれに準ずる保険として法第百三十八条第一項の認可を受けた保険をいう。

二 倍額支払条項付保険 旧簡易生命保険法の規定により旧公社が平成十八年七月一日において引受けを

行っていた旧簡易生命保険法第八条に規定する簡易生命保険の種類のうち旧簡易生命保険法第九条、第十一条及び第十二条に規定するもの（旧簡易生命保険法第十七条の規定により一体として提供される簡易生命保険を含む。）が属する保険の種類及びこれに準ずる保険として法第三百三十八条第一項の認可を受けた保険をいう。

三 定期保険等 旧簡易生命保険法の規定により旧公社が平成十八年七月一日において引受けを行っていた旧簡易生命保険法第八条に規定する簡易生命保険のうち旧簡易生命保険法第十条及び第十一条に規定するもの（旧簡易生命保険法第十七条の規定により一体として提供される簡易生命保険を含み、旧簡易生命保険法第十一条に規定するものにあつては、簡易生命保険法施行令（平成二年政令第三百四十号）第一条第三号の規定により総務大臣が同日において定めていたものに限る。）が属する保険の種類及びこれに準ずる保険として法第三百三十八条第一項の認可を受けた保険をいう。

四 特定保険金額死因別保険 旧簡易生命保険法の規定により旧公社が平成十八年七月一日において引受けを行っていた旧簡易生命保険法第十一条に規定する養老保険（簡易生命保険法施行令第一条第一号の規定により総務大臣が同日において定めていた旧簡易生命保険契約に係るものに限る。）が属する保険

の種類を保険及びこれに準ずる保険として法第百三十八条第一項の認可を受けた保険をいう。

五 年金保険 旧簡易生命保険法の規定により旧公社が平成十八年七月一日において引受けを行っていた旧簡易生命保険法第八条に規定する簡易生命保険の種類のうち旧簡易生命保険法第十四条から第十六条までに規定するもの（旧簡易生命保険法第十七条の規定により一体として提供される簡易生命保険を含む。）が属する保険の種類を保険及びこれに準ずる保険として法第百三十八条第一項の認可を受けた保険をいう。

六 夫婦年金保険 旧簡易生命保険法の規定により旧公社が平成十八年七月一日において引受けを行っていた旧簡易生命保険法第十六条に規定する夫婦年金保険（旧簡易生命保険法第十七条の規定により一体として提供される簡易生命保険を含む。）が属する保険の種類を保険及びこれに準ずる保険として法第百三十八条第一項の認可を受けた保険をいう。

2 法第百三十七条第一号若しくは第四号若しくは第百五十八条第一項第一号ロ、第四号ロ若しくは第五号ロ又は次条第一項第二号、第三号若しくは第五号若しくは第三項第二号若しくは第四号の規定を適用してこれらの規定に規定する保険契約に係る保険金額を算定するときは、この政令に別段の定めがある場合を

除き、保険期間中に発生することが可能な保険金の支払の事由の組合せのそれぞれに属する保険金の支払の事由がすべて発生したとしたならば支払われる保険金額の合計額のうちその額が最も大きいものを当該保険契約に係る保険金額とする。

3 法第三百三十七条第三号若しくは第百五十八条第一項第三号ロ又は第六条第二項若しくは第十条の規定を適用してこれらの規定に規定する年金の年額を算定するときは、年金の支払の事由が発生した日から始まる一年の期間について支払う年金の年額（契約者配当（保険業法（平成七年法律第百五号）第百十四条第一項に規定する契約者配当をいう。第八条第一項第九号において同じ。）として年金の年額を増加させることを約した年金保険の保険契約にあつては、当該保険契約に係る年金の年額から当該増加させた年金の年額を控除した額）を当該保険契約に係る年金の年額とする。

（郵便保険会社の保険金額等の限度額）

第五条 法第三百三十七条第一号に規定する政令で定める保険契約は、次の各号に掲げる保険契約とし、当該各号に掲げる保険契約に係る同条第一号に規定する政令で定めるところにより算定した額は、当該各号に定める額とする。ただし、第二号又は第三号に掲げる保険契約にあつては次項各号に定める額（特定保険

金額死因別保険及び定期保険等に係る額を除く。)から同条第一号ロに掲げる額を控除した額に関して同号に規定する保険金額の合計額を算定する場合に限りそれぞれ第二号又は第三号に定める額、第四号に掲げる保険契約にあつては同項各号に規定する特定保険金額死因別保険に係る額から同条第一号ロに掲げる額を控除した額に関して同号に規定する保険金額の合計額を算定する場合に限り第四号に定める額、第五号又は第六号に掲げる保険契約にあつては同項第三号に規定する定期保険等に係る額から同条第一号ロに掲げる額を控除した額に関して同号に規定する保険金額の合計額を算定する場合に限りそれぞれ第五号又は第六号に定める額とする。

一 倍額支払条項付保険の保険契約 保険期間中に発生することが可能な保険金の支払の事由(被保険者が不慮の事故若しくは第三者の加害行為又は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)第六条第二項に規定する一類感染症若しくは同条第三項に規定する二類感染症を直接の原因として死亡したことを除く。以下この号において同じ。)の組合せのそれぞれに属する保険金の支払の事由がすべて発生したとしたならば支払われる保険金額の合計額のうちその額が最も大きいもの

- 二 被保険者が年齢二十年以上五十五年以下である保険契約であつて、保険責任の開始後四年を経過したもの 当該保険契約に係る保険金額（保険責任の開始後四年を経過していない部分の保険金額を除く。）の合計額から三百万円（その合計額が三百万円に満たないときは、その合計額。第三項第一号において「控除額」という。）を控除した額
 - 三 被保険者が年齢五十六年以上である保険契約であつて、被保険者の年齢が五十五年以下である間に保険責任を開始し、かつ、当該保険契約に係る保険金額の合計額が千万円を超えるもの 千万円
 - 四 特定保険金額死因別保険の保険契約以外の保険契約 零
 - 五 被保険者が年齢五十五年以上である定期保険等の保険契約であつて、被保険者の年齢が五十四年以下である間に保険責任を開始し、かつ、当該保険契約に係る保険金額の合計額が八百万円を超えるもの 八百万円
 - 六 定期保険等の保険契約以外の保険契約 零
- 2 法第三百三十七条第一号イに規定する政令で定める被保険者の区分は、次の各号に掲げる被保険者の区分とし、当該各号に掲げる被保険者の区分に応じ、同条第一号イに規定する政令で定める額は、当該各号に

定める額とする。

一 年齢十五年以下の被保険者 七百万円（特定保険金額死因別保険に係る額は、五百万円）

二 年齢十六年以上五十四年以下の被保険者 千万円（特定保険金額死因別保険に係る額は、五百万円）

三 年齢五十五年以上の被保険者 千万円（特定保険金額死因別保険に係る額は五百万円、定期保険等に係る額は八百万円）

3 法第三百三十七条第一号口に規定する政令で定める旧簡易生命保険契約は、次の各号に掲げる旧簡易生命保険契約とし、当該各号に掲げる旧簡易生命保険契約に係る同条第一号口に規定する政令で定めるところにより算定した額は、当該各号に定める額とする。ただし、第一号又は第二号に掲げる旧簡易生命保険契約にあつては前項各号に定める額（特定保険金額死因別保険及び定期保険等に係る額を除く。）から同条第一号口に掲げる額を控除した額に関して同号口に規定する保険金額の合計額を算定する場合に限りそれぞれ第一号又は第二号に定める額、第三号に掲げる旧簡易生命保険契約にあつては同項各号に規定する特定保険金額死因別保険に係る額から同条第一号口に掲げる額を控除した額に関して同号口に規定する保険金額の合計額を算定する場合に限り第三号に定める額、第四号又は第五号に掲げる旧簡易生命保険契約に

あつては同項第三号に規定する定期保険等に係る額から同条第一号ロに掲げる額を控除した額に関して同号ロに規定する保険金額の合計額を算定する場合に限りそれぞれ第四号又は第五号に定める額とする。

一 被保険者（次に掲げる者に限る。）が年齢二十年以上五十五年以下である旧簡易生命保険契約であつて、その効力発生後四年を経過したもの 当該旧簡易生命保険契約に係る保険金額（旧簡易生命保険法第六十二条第二項に規定する保険金額の増額等変更契約であつて、その効力発生後四年を経過しないものに係る部分を除く。）の合計額から三百万円（被保険者がイに掲げる者であり、かつ、その合計額が三百万円に満たないときはその合計額、被保険者がロに掲げる者であるときは三百万円から控除額を控除した額（その合計額が三百万円から控除額を控除した額に満たないときは、その合計額））を控除した額

イ 第一項第二号に掲げる保険契約の被保険者でないもの

ロ 第一項第二号に掲げる保険契約の被保険者であつて、同号に規定する保険金額の合計額が三百万円に満たない額であるもの

二 被保険者が年齢五十六年以上である旧簡易生命保険契約であつて、当該旧簡易生命保険契約に係る保

除金額の合計額が千万円から当該被保険者を被保険者とし、郵便保険会社を保険者とする保険契約に係る保険金額（当該保険契約が倍額支払条項付保険の保険契約である場合にあっては、第一項第一号に定める額。以下この号及び第四号において同じ。）の合計額（その合計額が千万円を超えるときは、千万円。以下この号において同じ。）を控除した額を超えるもの 千万円から当該保険契約に係る保険金額の合計額を控除した額

三 特定保険金額死因別保険の旧簡易生命保険契約以外の旧簡易生命保険契約 零

四 被保険者が年齢五十五年以上である定期保険等の旧簡易生命保険契約であつて、当該旧簡易生命保険契約に係る保険金額の合計額が八百万円から当該被保険者を被保険者とし、郵便保険会社を保険者とする定期保険等の保険契約に係る保険金額の合計額（その合計額が八百万円を超えるときは、八百万円。以下この号において同じ。）を控除した額を超えるもの 八百万円から当該保険契約に係る保険金額の合計額を控除した額

五 定期保険等の旧簡易生命保険契約以外の旧簡易生命保険契約 零

第六条 法第三百三十七条第三号に規定する被保険者の生存に関し年金を支払うことを約したものと政令

で定めるものは、年金保険とする。

2 法第三百三十七条第三号に規定する政令で定める保険契約は、夫婦年金保険の保険契約とし、当該保険契約に係る同号に規定する政令で定めるところにより算定した額は、主たる被保険者の生存に関し支払うことを約した年金の年額とする。

3 法第三百三十七条第三号イに規定する政令で定める額は、年額九十万円とする。

第七条 法第三百三十七条第四号に規定する政令で定める保険区分は、次に掲げるとおりとする。

一 保険業法第三条第四項第二号に掲げる保険のうち同号イからニまでに掲げる事由を保険金の支払の事由とするもの（特例支払条項付保険等を除く。）

二 保険業法第三条第四項第二号に掲げる保険のうち同号ホに掲げる事由を保険金の支払の事由とするもの

2 法第三百三十七条第四号イに規定する保険区分ごとに政令で定める額は、次の各号に掲げる保険区分の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 前項第一号に掲げる保険区分 千万円

二 前項第二号に掲げる保険区分 千万円

3 法第百三十七条第四号ロに規定する保険区分に対応する政令で定める旧特約の区分は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

一 第一項第一号に掲げる保険区分に対応する旧特約 旧簡易生命保険法第十八条第一号又は第二号に掲げる事由（同条に規定する保険期間又は簡易生命保険約款の定める期間が満了したことを含む。）を保険金の支払の事由とする旧特約

二 第一項第二号に掲げる保険区分に対応する旧特約 旧簡易生命保険法第十八条第三号又は第四号に掲げる事由（同条に規定する保険期間又は簡易生命保険約款の定める期間が満了したことを含む。）を保険金の支払の事由とする旧特約

（郵便保険会社の保険の種類）

第八条 法第百三十八条第一項に規定する政令で定める保険の種類の詳細は、次に掲げるものとする。

一 再保険であるかどうかの別

二 保険期間が被保険者の終身であるもの（保険期間満了時の被保険者の年齢が九十年を超えるものを含

む。)であるかどうかの別

三 保険契約を締結するに当たつての被保険者の数が一人であるもの、二人であるもの又は三人以上であるもののいずれであるかの別

四 医師による被保険者の診査又は保険契約者若しくは被保険者による被保険者の健康状態の告知のいずれかをその成立の条件とするものであるかどうかの別

五 保険料を一時に払い込むもの又は分割して払い込むものの別(保険料を分割して払い込むものにあつては、その払込みの方法)

六 保険契約を締結するに当たつて他の保険契約に付することを条件とするもの(第八号において「特約」という。)であるかどうかの別

七 保険金の支払の事由が複数ある保険にあつては、当該保険の保険契約を締結するに当たつての一の保険金の支払の事由に係る保険金額(年金の年額を含む。以下この項において同じ。)の他の保険金の支払の事由に係る保険金額に対する割合

八 特約にあつては、特約の保険契約を付するに当たつての当該特約の保険契約に係る保険金額(保険金

の支払の事由が複数ある特約にあつては、保険金の支払の事由ごとの保険金額）の当該特約の保険契約を付する保険の保険契約に係る保険金額（保険金の支払の事由が複数ある保険にあつては、保険金の支払の事由ごとの保険金額）に対する割合

九 契約者配当を行うものであるかどうかの別

十 保険料の算定の基礎として保険契約が解約されると見込まれる率を用いるものであるかどうかの別

十一 保険業法第百十八条第一項の規定により同項に規定する特別勘定を設けなければならないものであるかどうかの別

十二 保険料又は保険金、返戻金その他の給付金の額を外国通貨で表示するものであるかどうかの別

2 法第百三十八条第一項に規定する保険の種類のうち政令で定めるものは、旧簡易生命保険法の規定により旧公社が平成十八年七月一日において引受けを行っていた保険が属する保険の種類とする。

（機構の保険金額等の限度額）

第九条 法第百五十八条第一項第一号に規定する政令で定める旧簡易生命保険契約は、第五条第三項各号に掲げる旧簡易生命保険契約とし、当該各号に掲げる旧簡易生命保険契約に係る法第百五十八条第一項第一

号に規定する政令で定めるところにより算定した額は、当該各号に定める額とする。ただし、第五条第三項第一号又は第二号に掲げる旧簡易生命保険契約にあつては同条第二項各号に定める額（特定保険金額死因別保険及び定期保険等に係る額を除く。）から法第百五十八条第一項第一号口に掲げる額を控除した額に関して同号に規定する保険金額の合計額を算定する場合に限りそれぞれ第五条第三項第一号又は第二号に定める額、同項第三号に掲げる旧簡易生命保険契約にあつては同条第二項各号に規定する特定保険金額死因別保険に係る額から法第百五十八条第一項第一号口に掲げる額を控除した額に関して同号に規定する保険金額の合計額を算定する場合に限り第五条第三項第三号に定める額、同項第四号又は第五号に掲げる旧簡易生命保険契約にあつては同条第二項第三号に規定する定期保険等に係る額から法第百五十八条第一項第一号口に掲げる額を控除した額に関して同号に規定する保険金額の合計額を算定する場合に限りそれぞれ第五条第三項第四号又は第五号に定める額とする。

2 法第百五十八条第一項第一号口に規定する政令で定める保険契約は、第五条第一項各号に掲げる保険契約とし、当該各号に掲げる保険契約に係る法第百五十八条第一項第一号口に規定する政令で定めるところにより算定した額は、当該各号に定める額とする。ただし、第五条第一項第二号又は第三号に掲げる保険

契約にあつては同条第二項各号に定める額（特定保険金額死因別保険及び定期保険等に係る額を除く。）から法第百五十八条第一項第一号口に掲げる額を控除した額に関して同号口に規定する保険金額の合計額を算定する場合に限りそれぞれ第五条第一項第二号又は第三号に定める額、同項第四号に掲げる保険契約にあつては同条第二項各号に規定する特定保険金額死因別保険に係る額から法第百五十八条第一項第一号口に掲げる額を控除した額に関して同号口に規定する保険金額の合計額を算定する場合に限り第五号第一項第四号に定める額、同項第五号又は第六号に掲げる保険契約にあつては同条第二項第三号に規定する定期保険等に係る額から法第百五十八条第一項第一号口に掲げる額を控除した額に関して同号口に規定する保険金額の合計額を算定する場合に限りそれぞれ第五条第一項第五号又は第六号に定める額とする。

第十条 法第百五十八条第一項第三号口に規定する政令で定める保険契約は、夫婦年金保険の保険契約とし、当該保険契約に係る同号口に規定する政令で定めるところにより算定した額は、主たる被保険者の生存に關し支払うことを約した年金の年額とする。

第十一条 法第百五十八条第一項第四号口に規定する政令で定める保険契約は、特例支払条項付保険等の保険契約とし、当該保険契約に係る同号口に規定する政令で定めるところにより算定した額は、零とする。

附 則

この政令は、郵政民営化法の施行の日から施行する。